

遠野市特定創業支援等事業に関する証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定創業支援等事業計画 法第114条第2項に規定する認定創業支援等事業計画で、市が申請し、主務大臣が認定した創業支援等事業計画をいう。

(2) 特定創業支援等事業

法第2条第25項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「法施行規則」という。）第8条に規定する創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。

(3) 認定連携創業支援等事業者

認定創業支援等事業計画において、遠野市と連携して創業支援等事業を実施する者で、国から認定された事業者をいう。

(4) 証明書

法施行規則第7条に規定する特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対し、当該支援を受けたことを市長が証明する書面をいう。

(証明書の交付対象者)

第3条 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業のうち、認定創業支援等事業計画に記載された事業による支援を受けて、市内で創業を行おうとする者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 事業を営んでいない個人

(2) 創業を行った個人又は創業により設立された会社が事業を開始した日（税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日又は登記事項証明書に記載されている会社設立日のいずれか早い日。以下「事業開始日」という。）から起算して5年を経過していない法人

(証明書の交付)

第4条 証明書の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書（別記様式。以下「申請書」という。）2通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定連携創業支

援等事業者と協議し、交付することが適当と認めたときにあつては証明書（別記様式）により、交付することができないと認めたときにあつては、交付できない理由を記載した文書を当該申請者に通知する。

（証明書の有効期間）

第5条 証明書の有効期間は、認定創業支援等事業計画の計画期間が終了する日とする。

2 第3条第1項第2号に規定する者にあつては、前号に定める日又は当該会社の事業開始日から起算して5年に達する日の前日とする。

（証明の取消し）

第6条 市長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他の不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、証明書の交付によって証した時刻を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付を受けた証明書を市長に返還しなければならない。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和元年12月24日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、法第127条第1項の規定に基づく認定に係る創業支援等事業計画（同法第128条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された計画期間が終了した日限り、その効力を失う。ただし、法第128条第2項又は第3項の規定に基づき、認定創業支援等事業計画の取消しがあつたときは、同条第4項の規定に基づく公表の日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以降に適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

別記様式（第4条関係）（表面）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

遠野市長 様

郵便番号

住所(所在地)

氏名(代表者)

(連絡先電話番号)

印

)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間
 - ・主催
 - ・内容
 - ・期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地
 - ・商号（屋号）
 - ・本店所在地
- 3 設立する会社の資本額（会社の場合）
万円
- 4 事業の業種、内容
 - ・業種
 - ・内容
- 5 事業の開始時期
年 月 日

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

証明日 年 月 日

証明番号 遠 第 号

証明書の有効期限 年 月 日まで

遠野市長

印

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

遠野市

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 遠野市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 遠野市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものとして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。